

申3号「高崎支社危機管理本部指示による解熱後の自宅待機実施後に勤務実績を変更する場合の取り扱いに関する緊急申し入れ」について団体交渉を行う！

会社回答の特徴点

- I. 発熱に伴う取り扱いの通達文書は本日 9/2 付で発出した。8 月 13 日付け籠原運輸区の掲示は箇所長の判断で掲出した。今回の勤務については感染防止対策ということで区の判断で取り扱った。発熱に伴う一般的な取扱いは以前から変わるものではない。
- II. 「なぜ 10 日朝の時点で年休懲憑などしなかったのか。」「危機管理本部として 10 日に自宅待機の判断をしたにもかかわらず、なぜ本人に通知するのが 11 日となったのか何も言わなかったのか」「10 日から 11 日までの何をしていたのか」について、そこが反省点であったことは認める。
- III. 一旦指示した勤務実績を変更できる理由について、あくまでも今回は勤務免除の自宅待機で、労働の実態がないものを変えるので問題はない。乗務したなどの勤務実績を変えるわけではない。

議論対立！今後の対応については持ち帰り判断することを通知して交渉終了！

今回の問題点

- I. 発熱に伴う取り扱いについて、社員に周知してこなかったこと。またこの間、発熱を申告した場合に年休か病欠かの選択肢ではなく、欠勤にされたことも見てきたので取り扱いが不明確であること。
- II. 10日の朝に発熱を申告し、その時点で自宅待機の判断を変えなかったにも関わらず、翌日 11 日に判断を変えたこと。
- III. 9日に自宅待機を指示され、10日に自宅待機終了後、11日に 10日は年休にさせてもらう旨の話がされたことから、10日の自宅待機をした勤務実績を変えるのは納得できないこと。

管理者の指示により自宅待機をした事実に基づき勤務整理すべきだ！！